

(案)

外国語ニューズレター掲載基準

更新日：2026年4月27日

(趣旨)

第1条 この基準は、外国語ニューズレター（以下、「ニューズレター」という。）の掲載について必要な事項を定める。

(基本原則)

第2条 ニューズレターに掲載する情報は、堺市在住、在勤、在学の外国人住民（以下、「外国人住民」という。）にとって有用な記事を中心とし、次の各号に掲げる項目に沿って掲載する。

- (1) 市の重要施策や市民生活に直結する記事、または特に外国人住民に周知したい内容は、大きく紙面を割き、特集化を図るなど、よりわかりやすく掲載する。
- (2) 市の重要施策や市民生活に直結する記事、または特に外国人住民に周知したい内容に十分なスペースを確保するため、その他の周知記事は、第4条及び第5条に基づいて掲載する。

(掲載情報)

第3条 掲載する情報は、市政に関する情報のほか、市民生活に与える影響が大きく、国際課長が掲載する必要があると判断したものとする。

(優先順位)

第4条 ニューズレターには次の優先順位に基づき、より多くの外国人住民にとって必要性が高いと判断した情報から順に掲載する。なお、掲載記事案の照会に対し各課から受けた依頼も参考に掲載する。

- (1) 市の施策、市の主催事業
- (2) 市の共催事業
- (3) 市の外郭団体の事業
- (4) その他公益性が高く、国際課長が適当であると認めるもの

第5条 次に掲げる情報は、優先度が低いものとして取り扱い、原則としてニューズレターに掲載しないものとする。

- (1) 定期刊行物を発行しており、独自に広報できるもの
- (2) 対象者に個別に通知・送付するもの（アンケートを含む。）
- (3) 市外で開催される催し（ただし、共催事業などで堺市民が対象である場合は除く。）
- (4) 翌月号以降に掲載可能なもの
- (5) 記事の内容（実施主体、実施内容等）の大部分が不確定なもの
- (6) 市民ニーズが低い情報
- (7) 原稿、校正など国際課が設定する提出期限に遅れたもの

(掲載しない事項)

(案)

第6条 次に掲げる事項に関する記事は、原則、ニューズレターに掲載しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (2) 政治、宗教又は営利を主目的とするもの
- (3) 対象を特定地域に限定するもの（施策に関するものは除く。）
- (4) 対象を既存会員等に限定するもの
- (5) 特定の企業、法人などの団体または個人の営利等を目的とするもの
- (6) 各種週間、月間、キャンペーンに関する単なる実施告知、単なる啓発文、又は粗品等街頭配布
- (7) 年間を通して展示内容を変更しない常設展
- (8) 定例的に開催されているもので、新規の参加者が見込めないもの
- (9) 事業・催しの結果報告（特集記事は除く。）
- (10) 表彰者の報告（市の功労者表彰に関する事項及び特集記事は除く。）
- (11) 会計年度任用職員・非常勤職員の職員募集（正規職員・外郭団体職員は除く。）
- (12) 事業者や専門家向けの研修・講座・資格取得に関するもの
- (13) その他国際課長が適当でないと認めるもの
（掲載頻度等）

第7条 ニューズレターに掲載する情報は、次の各号に基づき掲載する。

同一内容の記事、常時募集している案件の掲載頻度は、原則年1回とする。

（委任）

第8条 この基準に定めるもののほか、掲載基準について必要な事項は、国際課長が別途定める。

附則

この基準は、令和8年4月24日から施行し、令和8年6月号以降のニューズレターから適用する。